

諫早湾干拓事業における入植者選定に関する

調査特別委員会の廃止を求める決議（案）

平成23年9月12日に第1回目の委員会を開催して以来、平成25年3月18日まで32回の委員会を開催し、株式会社T・G・F代表取締役など延べ63人に対する証人尋問及び財団法人長崎県農業振興公社事務局長など延べ15人に対する参考人質疑並びに県当局の関係幹部職員に対する質疑を行うとともに、必要な記録の提出を求め、特に株式会社T・G・Fの農業生産法人としての要件や認定農業者と認めた手続き過程、入植者選考審査内容等の審査を行ってきた。その結果、設置目的であった株式会社T・G・Fの入植選考に関する疑義については明らかにされず、そのうえ証人の虚偽の陳述に対する告発については、不起訴処分となった。

以上のように、司法の判断において、疑義は認められないものと決定されたことから、委員会を存続する意義はない。また委員会を閉じるために委員会の開会を請求したが、12月24日の同委員会を委員長の独断により一方的に開かなかつたことは、誠に遺憾である。

そのことをふまえ、以上のことから諫早湾干拓事業における入植者選定に関する調査特別委員会の廃止を求ることを決議する。

平成25年12月25日

長崎県議会